

# 宮古市介護通院支援事業

## 要介護3以上の在宅高齢者の通院時の タクシー乗車料金の一部を助成します。

### ■対象者■

介護保険による要介護認定で「要介護3・4・5」と認定されている宮古市に住所を有する在宅高齢者で、通院のためにタクシーを利用している方。

### ■助成事業の内容■

対象者には、「介護通院助成券」（1枚700円）を交付します。

通院のために市内のタクシー会社を利用したときにご利用ください。

**→ 券の使用方法は裏面をご覧ください**

### ■助成額・有効期間■

助成額 1枚700円

有効期間 ①上半期分（4月～9月）②下半期分（10月～3月）

※各期間ごとに申請が必要です。同期間内での再申請はできません。

### ■申請方法■

場所 宮古市役所介護保険課または各総合事務所

持ち物 介護保険証

### ■交付枚数■

申請月から有効期間の末月までの月数×4枚

例) 4月に申請…6か月×4枚=24枚 5月に申請…5か月×4枚=20枚

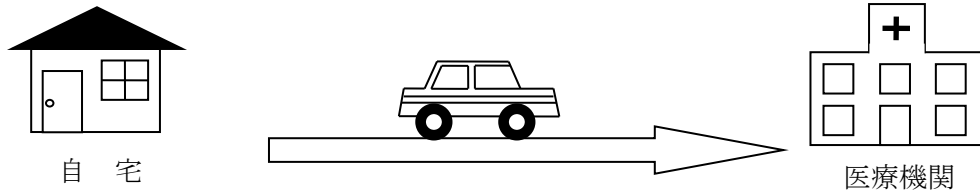
### ■注意点■

- 1 助成券と乗車料金の差額は自己負担となります。また、釣り銭のするような利用はできません。
- 2 助成券は、その目的に反した利用、譲渡、交換、転売、貸付をすることはできません。目的に反して利用した場合、助成額の全部又は一部を返還させることがあります。
- 3 助成券の盗難、紛失、き損に対する再発行はいたしません。

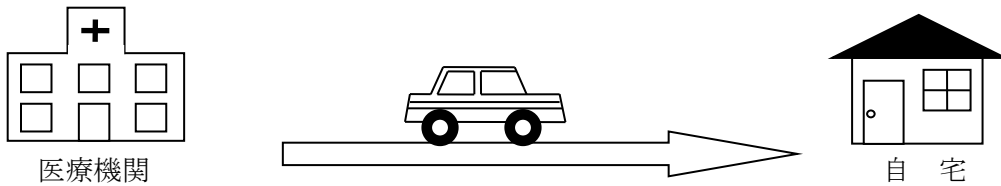
## ◎ 券 の 使 用 方 法 ◎

次の①～⑤の経路で券の利用ができます。

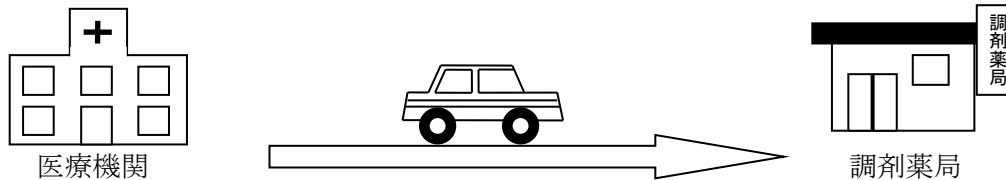
① 自宅から医療機関に行くとき。(入院する時も含む)



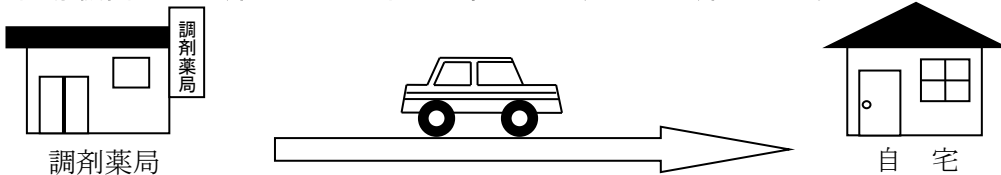
② 医療機関から自宅へ帰るとき。(退院する時も含む)



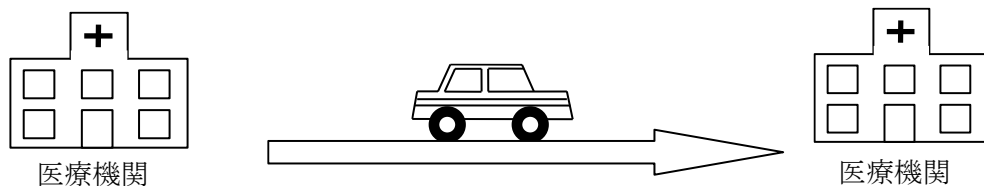
③ 医療機関からの帰りに、薬を受け取るために薬局に行くとき。



④ 医療機関からの帰りに立ち寄った薬局から、自宅に帰るとき。



⑤ 同じ日に複数の医療機関を受診するとき。(入院中の転院は除く)



- 対象者の受診の付添でご家族が同乗した場合も利用できます。
- 介護保険通院等乗降介助サービスを利用の場合、乗車料金のみ  
に適用し利用できます。
- 宮古市福祉タクシー券をお持ちの方は、あわせて利用できます。

### ■ 次の場合は利用できません ■

- ・ 対象者が医療機関に入院中または介護施設等に入所中の場合。
- ・ 入院中にほかの病院へ転院する場合。
- ・ 一回の乗車で、乗車場所・降車場所いずれも医療機関、調剤薬局以外の場合。
- ・ 対象者が乗車していないとき。